

梅木加津子 議員

(一括質問方式)



- ①自衛隊について
- ②災害から市民の安全・安心を守るための対応について
- ③学校に行けない児童生徒の状況と子育て支援について
- ④長浜港内港埋立事業基本計画（案）について
- ⑤切実な市民要望への対応について

自衛隊への個人情報提供について

問 自衛官募集のためとして、満18歳を迎える人の個人情報を提供しよう全国の自治体に要請し、多くの自治体が応じてきたと報道があった。大洲市でも満18歳を迎える人の情報が自衛隊に提供されているのではないかとの声もあるが、本市としての見識と対応はどうなっているか。

答 自衛官等募集事務は、市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法第97条第1項で、都道府県知事及び市町村長は、法令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと規定されています。

また、同法施行令第120条では、防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めることができると規定され、この法令を根拠として、毎年防衛大臣から各市町村長に対し、募集対象者情報の提出依頼があります。

なお、個人情報の保護に関する法律では、個人情報の利用及び提供を制限していますが、同法第69条第1項で、法令に基づく場合は提供できることとなっており、募集対象者情報の提供は、法令に基づいた適正な事務となっています。

しかしながら、対象者の中には自衛隊への情報提供を望まない方がいる場合も考えられ、その方への配慮として、本市でも今年度から情報提供の除外申請を受け付けており、市民課窓口にて除外申請書を提出いただければ自衛隊へ提供する対象者名簿から除外することとしています。それ以外の方について

は対象者情報の提供を行います。目的外利用の禁止や複写の禁止、利用期間終了後の速やかな返却など、個人情報の漏えいが発生しないよう適正な管理を情報提供の条件としています。

大洲市の不登校の状況と対応について

問 全国で不登校の子供は36万人と言われているが、大洲市の実態はどうなっているか。登校できない理由は多種多様と思うが、学びの場はいかなる状況でも提供されるべきであり、現状の認識と子供の学ぶ権利を保障する取組についても伺いたい。

答 本市での不登校児童生徒の現状は、令和6年1月末の時点で、欠席日数30日以上の不登校児童生徒は、小学校15人、中学校46人となっています。欠席日数が少なくても、遅刻や別室学習など、不登校に相当する児童生徒も昨年度を上回る人数となっており、各校が個々の状態を把握し対応に当たっています。

これらの児童生徒が学ぶ権利を保障する取組として、おおずふれあいスクールと連携し、学校外での不登校児童生徒の居場所づくりと進路を見据えた学習支援に努めています。また、1人1台のタブレット端末を利用した自宅や別室からのオンライン授業、あるいは個別の学習支援も学校の実情に合わせて実施しています。

J R伊予大洲駅駐輪場の整備について

問 12月定例会以降でJ R四国との協議はどの程度進み、土地の埋設物の可能性についての調査は終了したのか。

答 1月31日にJ R四国担当者の立会いの下、伊予大洲駅の駐輪場において現地協議を行いました。今回の協議の中で設置可能な範囲を具体的に示していただけたことから、今後は整備に向けて6月補正に測量設計費を計上し、現地測量を行うとともに、屋根つき駐輪場の位置や規模・構造及び土地賃借料などの諸問題について引き続きJ R四国と協議を行い、できるだけ早く着工可能となるよう進めたいと考えています。地下埋設物の調査については、工事施工の際にJ R四国担当者が立会し確認を行うことになっています。